令和８年度

石狩市放課後児童クラブ 一時利用のしおり



放課後児童クラブ一時利用は、お勤めなどで日中、保護者がいないご家庭の小学生のお子さんが過ごす生活や遊びの場です。こどもたちは、他のお友だちと一緒にクラブのきまりを守って楽しく過ごしています。

クラブには様々なきまりや約束ごとがあります。保護者のみなさんにご負担やご不便をおかけすることもあるかと思いますが、大切なお子さんを安全安心にお預かりするためご理解とご協力をお願いします。

1, クラブの利用期間

- ❖ 長期学校休業期間のみ（春・夏・冬休み）

2, クラブの利用児童

- ❖ 市内の小学校に在籍する児童（障がいをお持ちのお子さんも、集団生活が可能な場合は利用できます）
- ❖ 保護者がひと月のうち12日以上午後１時(１年生は正午)以降まで家庭外で就労しているとき

※就労日数や就労時間が基準に満たない場合は利用できません。

他に通年利用と同様の登録要件がありますので、詳細は市 HP をご覧ください。

3, クラブの利用時間と休所日

利用時間	8:00～18:30（延長利用申込の場合は 19：00 まで）
休所日	日曜日、祝休日、年末年始（12/29～翌年 1/3）

4, 利用料

- ❖ 放課後児童クラブは国の補助金、市費、利用料で運営しています。
- ❖ 減免対象の世帯で、減免を希望される方は**「減免申請書」**を提出してください。

利用区分		日額	延長/１日
減免なしの世帯		300 円	２０円
減免	就学援助費受給世帯	150 円	１０円
	第２子以降の児童が利用する世帯	０円	２０円
	第２子以降の児童が利用する世帯かつ就学援助費受給世帯	０円	１０円
	生活保護受給世帯、災害等の被災世帯	０円	０円

- ▪欠席する場合は、利用当日の朝 10 時までにクラブに連絡してください。
- **▪指導員の配置の都合上、欠席しても利用料は還付されませんのでご了承ください。**
- ▪延長利用はすべての利用日が対象となります。（利用日のうち１日のみなどの利用はできません）
- ▪納付期限内に納付の確認ができない場合は、利用取り消しとなることがあります。

5, スポーツ安全保険の加入について

※加入希望の方は、利用決定後に申請書を市役所こども政策課にお持ちください。

クラブでの活動中の事故やクラブからの帰宅途中の事故に備え、スポーツ安全保険の加入をおすすめしています。

保険期間	４月１日～翌年３月31日（加入手続日が４月２日以降の場合は加入手続日から）			
加入区分	Ａ１			
負担金額	年額８００円（掛金 800 円）　※年度途中の加入も同額			
補償金額	通院保険金（１日あたり）	入院保険金（１日あたり）	死亡保険金	後遺障害保険金　（最高）
	1,500 円（30 日限度）	4,000 円（180 日限度）	3,000 万円	4,500 万円
保険請求	❖ 事故が発生した場合は、クラブから市役所を通じて保険会社に報告します。 ❖ 後日、ご自宅に保険会社から書類一式が届きますので、保険を請求する場合は関係書類に必要事項のみを記入し、押印のうえ子ども政策課に提出してください。 ❖ 保険請求には病院で発行された領収書が必要となります。紛失しないように保管をお願いします。			

保護者のみなさまへのお願い

連絡帳

- 連絡帳は家庭とクラブを結ぶ大切なものです。毎日、目を通して忘れずに持たせてください。
- 連絡帳は必ず保護者の方がお書きください。
- 記入された内容のとおりに帰宅させます。お子さんからの申し出はお受けできませんのでご了承ください。

欠席や帰宅内容変更の連絡

- クラブを欠席する場合は、クラブに必ずご連絡ください。
- 帰宅時間や帰宅方法を変更する場合も必ず連絡をお願いします。
- 連絡帳や電話、お迎えに来た時などに、事前に連絡をお願いします。

緊急時の対応

- お子さんの突発的な事故や病気、悪天候や不審者情報が入った場合には保護者のお迎えや早めの帰宅をお願いすることがあります。
- 『首から上のケガ』についてはケガの程度に関わらず保護者の方に連絡させていただきます。

投薬

- 投薬は基本的に行いませんが、医師が処方したものに限り認めています。
- クラブで投薬する場合は「投薬依頼書」と処方箋のコピーを提出してください。

変更事項の連絡

- 保護者、住所、氏名、連絡先、職場などに変更があった場合は必ずクラブに連絡をお願いします。

利用の取り消し

- 利用申請書に虚偽の記載をした場合は、利用を取り消す場合がありますのでご注意ください。

利用について

- 8:00 から開所します。開所時刻まではクラブ内に入ることができません。
- クラブを利用する場合、自転車で来ることは禁止です。
- 10:00 までに来てください。遅れる場合は連絡をお願いします。

クラブから帰るとき

- 校外生活のきまりに記載のある時間までは一人帰りをすることができますが、それ以降は必ず保護者のお迎えをお願いします。
- 最終退所時刻は 18:30 です。お迎えの時間厳守にご協力ください。
 （事前に延長利用申込の場合は、19:00 まで）

習い事

- クラブの利用日に習い事に通うこともできますので、指導員にご相談ください。
- 習い事とクラブの行き帰りの交通安全はお子さんとしっかり確認をお願いします。

用意していただく物

【毎日持ってくる物】

- **ハンカチ・ティッシュペーパー**
- **連絡帳**
- **ドリルやプリントなど学習するもの**（学習指導はできませんが、毎日 30 分程度の自主学習時間があります）
- **お弁当**
- **飲み物**

【クラブに置いておける物】

- **上靴**（靴底が黒でないもの）
- **着替え袋**（中に入れる物：下着上下、衣服上下、靴下、汗ふきタオル、汚れ物袋）

【持ち物についてのお願い】

- 持ち物にはかならず名前を書きましょう。
- トラブルなどを防ぐためにも、お金や貴重品など不要なものは持ってこないでください。私物を持ってきても使えません。

【お弁当について】

長期学校休業期間は、各ご家庭で昼食をご用意ください。下記の点に配慮をお願いします。

※ごみは持ち帰りとなります。

①飲み物は各ご家庭でご用意ください。

②市販のお弁当などを購入する場合は、必ず保護者が購入してください。

その他

- 行事に参加する場合は、別途実費がかかることがあります。
- インフルエンザやウイルス性の胃腸炎、アタマジラミ症など感染性の病気に罹った場合は、クラブでのまん延防止の対策が必要となりますので指導員にお知らせください。

この案内は石狩市内のクラブで統一して作成していますが、施設や地域の事情などにより対応が異なる場合もありますので、各クラブのきまりに従ってください。

放課後児童クラブに関するお問い合わせ先

石狩市子育て推進部こども政策課（市役所 1 階 18 番窓口）

Tel:0133-72-3192／fax:0133-75-1340

E-mail:k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp

受付期間

令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金)

※受付後の利用予定日の変更は、11月30日まで受け付けております。

※上記日付以降の利用予定日の変更はできず、欠席による利用料金の減額はできませんのでご了承ください。